

令和 8 年

さいたま市議会 9 月定例会議案

情報提供用

個人情報が掲載されている議案については、当該個人情報に係る部分を省略し、又は加工しているため、内容の一部、ページ番号又は目次が議案書の原本と異なっている場合があります。

目 次

議案第 1 4 4 号	令和 8 年度さいたま市一般会計補正予算（第 3 号）	
議案第 1 4 5 号	令和 8 年度さいたま市国民健康保険事業特別会計補正予算 （第 2 号）	
議案第 1 4 6 号	令和 8 年度さいたま市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	
議案第 1 4 7 号	令和 8 年度さいたま市東浦和第二土地区画整理事業特別会 計補正予算（第 1 号）	
議案第 1 4 8 号	令和 8 年度さいたま市浦和東部第一特定土地区画整理事業 特別会計補正予算（第 1 号）	
議案第 1 4 9 号	令和 8 年度さいたま市指扇土地区画整理事業特別会計補正 予算（第 1 号）	
議案第 1 5 0 号	令和 8 年度さいたま市病院事業会計補正予算（第 1 号）	
議案第 1 5 1 号	令和 8 年度さいたま市下水道事業会計補正予算（第 2 号）	
（以上の議案は、別冊に掲載されております。）		
議案第 1 5 2 号	令和 7 年度さいたま市一般会計及び特別会計歳入歳出決算 の認定について……………	1
議案第 1 5 3 号	令和 7 年度さいたま市水道事業会計決算の認定及び剰余金 の処分について……………	2
議案第 1 5 4 号	令和 7 年度さいたま市病院事業会計決算の認定について……	3
議案第 1 5 5 号	令和 7 年度さいたま市下水道事業会計決算の認定について…	4
議案第 1 5 6 号	さいたま市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例 の制定について……………	5
議案第 1 5 7 号	さいたま市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の 制定について……………	7
議案第 1 5 8 号	さいたま市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の 制定について……………	9
議案第 1 5 9 号	さいたま市景観条例の一部を改正する条例の制定について…	1 1
議案第 1 6 0 号	さいたま市都市公園条例の一部を改正する条例の制定につ	

	いて……………	1 3
議案第 1 6 1 号	さいたま市給水条例の一部を改正する条例の制定について…	1 5
議案第 1 6 2 号	(仮称) さいたま市口腔保健センター等施設建設 (建築) 工事請負契約について……………	1 7
議案第 1 6 3 号	議決事項の一部変更について (特定事業契約 (大宮区役所 新庁舎整備事業)) ……………	1 8
議案第 1 6 4 号	議決事項の一部変更について (さいたま市立原山小学校東 校舎 (普通教室棟) 改築 (建築) 工事請負契約) ……………	2 4
議案第 1 6 5 号	財産の取得について…………… (消防ポンプ自動車)	2 5
議案第 1 6 6 号	財産の取得について…………… (小型水槽付消防ポンプ自動車)	2 6
議案第 1 6 7 号	財産の取得について…………… (消防団消防ポンプ自動車)	2 7
議案第 1 6 8 号	財産の取得について…………… (救急自動車)	2 8
議案第 1 6 9 号	財産の取得について…………… (教職員用端末)	2 9
議案第 1 7 0 号	さいたま市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取 消しについて……………	3 0
議案第 1 7 1 号	市道路線の認定について……………	3 1
議案第 1 7 2 号	市道路線の廃止について……………	3 2
議案第 1 7 3 号	人事委員会委員の選任について……………	4 0
議案第 1 7 4 号	人権擁護委員候補者の推薦について……………	4 1
議案第 1 7 5 号	人権擁護委員候補者の推薦について……………	4 2
議案第 1 7 6 号	人権擁護委員候補者の推薦について……………	4 3

議案第 1 5 2 号

令和 7 年度さいたま市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、下記決算
を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

記

令和 7 年度さいたま市一般会計歳入歳出決算

令和 7 年度さいたま市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

令和 7 年度さいたま市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算

令和 7 年度さいたま市介護保険事業特別会計歳入歳出決算

令和 7 年度さいたま市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算

令和 7 年度さいたま市食肉中央卸売市場及びと畜場事業特別会計歳入歳出決算

令和 7 年度さいたま市大宮駅西口都市改造事業特別会計歳入歳出決算

令和 7 年度さいたま市東浦和第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算

令和 7 年度さいたま市浦和東部第一特定土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算

令和 7 年度さいたま市南与野駅西口土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算

令和 7 年度さいたま市指扇土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算

令和 7 年度さいたま市江川土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算

令和 7 年度さいたま市大門下野田特定土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算

令和 7 年度さいたま市公債管理特別会計歳入歳出決算

議案第 1 5 3 号

令和 7 年度さいたま市水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 7 年度さいたま市水道事業会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付し、及び同法第 3 2 条第 2 項の規定により、令和 7 年度さいたま市水道事業会計未処分利益剰余金の処分の議決を求める。

令和 8 年 9 月 2 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

議案第 1 5 4 号

令和 7 年度さいたま市病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 7 年度さいたま市病院事業会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

議案第 1 5 5 号

令和 7 年度さいたま市下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 7 年度さいたま市下水道事業会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

議案第 1 5 6 号

さいたま市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 2 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例

さいたま市消防関係事務手数料条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 7 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第 2 条関係）		別表（第 2 条関係）	
事務の種類	手数料の額	事務の種類	手数料の額
1 ～ 3 5 [略]		1 ～ 3 5 [略]	
3 6 液化石油ガス法 第 3 7 条の 3 第 1 項 の規定による液化石 油ガス法第 3 6 条第 1 項の許可に係る貯 蔵施設又は特定供給 設備の完成検査	3 1, 0 0 0 円に貯 蔵施設又は特定供給設 備（高圧ガス保安法第 2 0 条第 1 項若しくは 第 3 項又は同法第 3 9 条の 1 1 第 1 項の規定 による完成検査を受け、 又は自ら行い、同法第 8 条第 1 号の技術上の 基準に適合していると 認められた液化石油ガ スに係る施設（以下「 完成検査合格施設」と いう。）であるものを 除く。）の数を乗じて 得た額と 5, 8 0 0 円 に完成検査合格施設で ある貯蔵施設又は特定 供給設備の数を乗じて 得た額との合計額	3 6 液化石油ガス法 第 3 7 条の 3 第 1 項 の規定による液化石 油ガス法第 3 6 条第 1 項の許可に係る貯 蔵施設又は特定供給 設備の完成検査	3 1, 0 0 0 円に貯 蔵施設又は特定供給設 備（高圧ガス保安法第 2 0 条第 1 項若しくは 第 3 項又は同法第 3 9 条の 2 2 第 1 項の規定 による完成検査を受け、 又は自ら行い、同法第 8 条第 1 号の技術上の 基準に適合していると 認められた液化石油ガ スに係る施設（以下「 完成検査合格施設」と いう。）であるものを 除く。）の数を乗じて 得た額と 5, 8 0 0 円 に完成検査合格施設で ある貯蔵施設又は特定 供給設備の数を乗じて 得た額との合計額
3 7 ～ 4 3 [略]		3 7 ～ 4 3 [略]	

附 則

この条例は、令和 8 年 1 2 月 2 1 日から施行する。

議案第 1 5 7 号

さいたま市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 2 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

さいたま市放課後児童クラブ条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 1 7 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第 2 条関係）			別表（第 2 条関係）		
名称	位置	定員	名称	位置	定員
[略]			[略]		
さいたま市立 栄和放課後児 童クラブ	[略]		さいたま市立 栄和放課後児 童クラブ	[略]	
[略]			さいたま市立 辻放課後児童 クラブ	さいたま市南区辻 6 丁目 3 番 2 8 号	5 5 人
[略]			[略]		
さいたま市立 海老沼放課後 児童クラブ	[略]		さいたま市立 海老沼放課後 児童クラブ	[略]	
[略]			さいたま市立 春野放課後児 童クラブ	さいたま市見沼区 春野 1 丁目 7 番 1 号	4 0 人
[略]			[略]		
さいたま市立 与野八幡放課 後児童クラブ	[略]		さいたま市立 与野八幡放課 後児童クラブ	[略]	
[略]			さいたま市立 大戸放課後児 童クラブ	さいたま市中央区 新中里 1 丁目 6 番 2 8 号	5 0 人
[略]			[略]		

さいたま市立 与野南放課後 児童クラブ	[略]	さいたま市立 与野南放課後 児童クラブ	[略]
さいたま市立 大砂土放課後 児童クラブ	[略]	さいたま市立 馬宮放課後児 童クラブ	さいたま市西区大 字西遊馬 5 3 3 番 地 1 3 0 人
さいたま市立 植水第二放課 後児童クラブ	[略]	さいたま市立 大砂土放課後 児童クラブ	[略]
[略]		さいたま市立 中島放課後児 童クラブ	さいたま市桜区中 島 1 丁目 2 8 番 1 号 5 0 人
さいたま市立 慈恩寺放課後 児童クラブ	[略]	さいたま市立 植水第二放課 後児童クラブ	[略]
[略]		さいたま市立 城北放課後児 童クラブ	さいたま市岩槻区 大字岩槻 6 6 1 9 番地 7 0 人
		[略]	
		さいたま市立 慈恩寺放課後 児童クラブ	[略]
		さいたま市立 東岩槻放課後 児童クラブ	さいたま市岩槻区 諏訪 2 丁目 6 番 1 号 4 0 人
		[略]	

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 1 5 8 号

さいたま市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 2 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

さいたま市認可地縁団体印鑑条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 2 0 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（登録資格） 第 2 条 次の各号のいずれかに該当する者（以下「代表者等」という。）は、認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる。 (1) [略] (2) 地方自治法施行規則（昭和 2 2 年内務省令第 2 9 号）<u>第 1 8 条の 3 第 1 項第 6 号</u>に規定する職務代行者 (3)～(5) [略] （印鑑の登録） 第 4 条 市長は、前条の申請があつたときは、当該登録申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則<u>第 1 8 条の 3 第 1 項</u>の規定により作成された台帳（以下「地縁団体台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑に係るさいたま市印鑑条例第 6 条第 1 項の印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合するほか、当該登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査し、認可地縁団体印鑑登録原票（以下「印鑑登録原票」という。）を作成して認可地縁団体の登録をするものとする。 2～4 [略]	（登録資格） 第 2 条 次の各号のいずれかに該当する者（以下「代表者等」という。）は、認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる。 (1) [略] (2) 地方自治法施行規則（昭和 2 2 年内務省令第 2 9 号）<u>第 1 9 条第 1 項第 1 号</u>に規定する職務代行者 (3)～(5) [略] （印鑑の登録） 第 4 条 市長は、前条の申請があつたときは、当該登録申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則<u>第 2 1 条第 2 項</u>の規定により作成された台帳（以下「地縁団体台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑に係るさいたま市印鑑条例第 6 条第 1 項の印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合するほか、当該登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査し、認可地縁団体印鑑登録原票（以下「印鑑登録原票」という。）を作成して認可地縁団体の登録をするものとする。 2～4 [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第159号

さいたま市景観条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市景観条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年9月2日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市景観条例の一部を改正する条例

さいたま市景観条例（平成22年さいたま市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（届出を要する行為等） 第15条 〔略〕 2・3 〔略〕 4 法第16条第2項の条例で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第1項の届出に係る行為が<u>同条第8項各号に掲げる行為</u>に該当することとなるもの以外のものとする。 （届出を要しない行為） 第16条 法第16条第8項第12号の条例で定める行為は、次に掲げるものとする。 (1)～(6) 〔略〕 附 則 1 〔略〕 （経過措置） 2 この条例による改正後のさいたま市景観条例（以下「新条例」という。）第16条に定めるもののほか、法第16条第8項第12号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 (1)・(2) 〔略〕 3 〔略〕	（届出を要する行為等） 第15条 〔略〕 2・3 〔略〕 4 法第16条第2項の条例で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第1項の届出に係る行為が<u>同条第7項各号に掲げる行為</u>に該当することとなるもの以外のものとする。 （届出を要しない行為） 第16条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げるものとする。 (1)～(6) 〔略〕 附 則 1 〔略〕 （経過措置） 2 この条例による改正後のさいたま市景観条例（以下「新条例」という。）第16条に定めるもののほか、法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 (1)・(2) 〔略〕 3 〔略〕

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２３号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

議案第 1 6 0 号

さいたま市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 2 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市都市公園条例の一部を改正する条例

さいたま市都市公園条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 2 4 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後								改正前							
別表第 4（第 1 9 条、第 3 0 条関係）								別表第 4（第 1 9 条、第 3 0 条関係）							
公園名	公園施設名	区分	利用料金				摘要	公園名	公園施設名	区分	利用料金				摘要
			午前	午後	全日	時間外利用（1 時間につき）					午前	午後	全日	時間外利用（1 時間につき）	
			午前 9 時から午後 5 時まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午前 9 時から午後 5 時まで						午前 9 時から午後 5 時まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午前 9 時から午後 5 時まで		
[略]								[略]							
秋葉の森総合公園	公園施設	[略]						秋葉の森総合公園	公園施設	[略]					
	野外施設	1 区画		1 日につき		7 3 0 円			野外施設	1 基		1 日につき		7 3 0 円	
	[略]						[略]								
[略]								[略]							
備考 [略]								備考 [略]							

--	--

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

議案第161号

さいたま市給水条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年9月2日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市給水条例の一部を改正する条例

さいたま市給水条例（平成13年さいたま市条例第278号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（工事の施行） 第10条 前条第1項の申込みに係る工事（以下「給水装置工事」という。）は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の規定により指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、他の水道事業者（法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。以下この項において同じ。）又は他の水道事業者が法第16条の2第1項の規定により指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると管理者が認めるときは、この限りでない。</u> 2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者（<u>前項ただし書に規定する者を含む。次条第2項及び第42条第2項において「指定給水装置工事事業者等」という。）が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。ただし、管理者が別に定める給水装置工事については、この限りでない。</u> 3 [略] （給水管及び給水用具の指定）	（工事の施行） 第10条 前条第1項の申込みに係る工事（以下「給水装置工事」という。）は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の規定により指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。 2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。 3 [略] （給水管及び給水用具の指定）

第 1 1 条 〔略〕 2 管理者は、<u>指定給水装置工事事業者等</u>に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。 3 〔略〕 （給水装置の基準違反に対する措置） 第 4 2 条 〔略〕 2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、<u>指定給水装置工事事業者等</u>の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の水道の使用の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第 1 6 条の 2 第 3 項ただし書の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。 3 〔略〕	第 1 1 条 〔略〕 2 管理者は、<u>指定給水装置工事事業者</u>に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。 3 〔略〕 （給水装置の基準違反に対する措置） 第 4 2 条 〔略〕 2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、<u>指定給水装置工事事業者</u>の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の水道の使用の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第 1 6 条の 2 第 3 項ただし書の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。 3 〔略〕
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 1 6 2 号

(仮称) さいたま市口腔保健センター等施設建設 (建築) 工事請負契約について

(仮称) さいたま市口腔保健センター等施設建設 (建築) 工事について、下記のとおり請負契約を締結したいので、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (平成 1 3 年さいたま市条例第 4 8 号) 第 2 条の規定により議決を求める。

令和 8 年 9 月 2 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

記

- 1 契約の目的 (仮称) さいたま市口腔保健センター等施設建設 (建築) 工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 1, 5 9 2, 0 3 3, 3 0 0 円
- 4 契約の相手方 佐伯・中島特定共同企業体

代表構成員 さいたま市北区日進町 1 丁目 3 1 9 番地

株式会社佐伯工務店

代表取締役 安藤 正浩

構 成 員 さいたま市浦和区領家 5 丁目 1 2 番 2 0 号

中島建工株式会社

代表取締役 中島 道宏

議案第 1 6 3 号

議決事項の一部変更について（特定事業契約（大宮区役所新庁舎整備事業））

平成 2 8 年 6 月（5 月繰上げ）議会において議決を得た大宮区役所新庁舎整備事業の特定事業契約について（議案第 9 8 号）、下記のとおり変更するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 1 7 号）第 1 2 条の規定により議決を求める。

令和 8 年 9 月 2 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

記

3 契約金額中「1 9, 7 6 5, 0 4 2, 1 1 4 円」を「2 0, 2 3 9, 5 2 2, 8 4 9 円」に変更し、事業契約約款に定める方法の一部を別紙のとおり変更する。

(別紙)

特定事業契約（大宮区役所新庁舎整備事業）の事業契約約款に定める方法の一部の変更

変更後	変更前																																
別紙 4 サービス購入料の改定方法（第 8 1 条関係） （１）物価変動に基づく改定 （略） イ 施設供用開始後（維持管理・運営期間）の改定 （略） （イ）改定に用いる指標 ・ サービス購入料構成費用毎に、 次表の＜指標＞に示す適切な指標 に基づき改定を行う。 ＜指標＞	別紙 4 サービス購入料の改定方法（第 8 1 条関係） （１）物価変動に基づく改定 （略） イ 施設供用開始後（維持管理・運営期間）の改定 （略） （イ）改定に用いる指標 ・ サービス購入料構成費用毎に、 次表の＜指標＞に示す適切な指標 に基づき改定を行う。 ＜指標＞																																
<table><tr><th></th><th>構成費用</th><th>使用する指標</th><th>計算方法</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>サービス購入料 5</td><td>（略）</td><td>「<u>地域別最低賃金</u>」埼玉県／最低賃金時間額【円】（厚生労働省）</td><td>改定率②</td></tr><tr><td>サービス</td><td>（略）</td><td>「<u>地域別最</u></td><td>改定率</td></tr></table>		構成費用	使用する指標	計算方法	（略）	（略）	（略）	（略）	サービス購入料 5	（略）	「 <u>地域別最低賃金</u> 」埼玉県／最低賃金時間額【円】（厚生労働省）	改定率②	サービス	（略）	「 <u>地域別最</u>	改定率	<table><tr><th></th><th>構成費用</th><th>使用する指標</th><th>計算方法</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>サービス購入料 5</td><td>（略）</td><td>「<u>毎月勤労統計調査</u>」 <u>実質賃金指数</u>／事業規模 5 人以上 ／<u>調査産業計</u>／<u>現金給与総額</u>（厚生労働省）</td><td>改定率②</td></tr><tr><td>サービス</td><td>（略）</td><td>「<u>毎月勤労</u></td><td>改定率</td></tr></table>		構成費用	使用する指標	計算方法	（略）	（略）	（略）	（略）	サービス購入料 5	（略）	「 <u>毎月勤労統計調査</u> 」 <u>実質賃金指数</u> ／事業規模 5 人以上 ／ <u>調査産業計</u> ／ <u>現金給与総額</u> （厚生労働省）	改定率②	サービス	（略）	「 <u>毎月勤労</u>	改定率
	構成費用	使用する指標	計算方法																														
（略）	（略）	（略）	（略）																														
サービス購入料 5	（略）	「 <u>地域別最低賃金</u> 」埼玉県／最低賃金時間額【円】（厚生労働省）	改定率②																														
サービス	（略）	「 <u>地域別最</u>	改定率																														
	構成費用	使用する指標	計算方法																														
（略）	（略）	（略）	（略）																														
サービス購入料 5	（略）	「 <u>毎月勤労統計調査</u> 」 <u>実質賃金指数</u> ／事業規模 5 人以上 ／ <u>調査産業計</u> ／ <u>現金給与総額</u> （厚生労働省）	改定率②																														
サービス	（略）	「 <u>毎月勤労</u>	改定率																														

ス購入 料 6		低賃金」埼玉 県／最低 賃金時間額 【円】（厚 生労働省）	②
------------	--	---	---

- ・ 改定の指標は、以下のとおりとする。

(a) 「企業向けサービス価格指数」
建物サービス（日銀調査統計局）
及び「企業向けサービス価格指数」
警備（日銀調査統計局）につ
いては、毎年10月1日時点で確認
できる直近1年度間の指標の平均
を基にする。

(b) 「地域別最低賃金」埼玉県につ
いては、毎年10月1日時点で公
表されている前年度の指標を基に
する。ただし、「地域別最低賃金」
の指標を用いて行う初回の改定
については、令和6年度の指標を
基にする。

- ・ 改定方法については、上記(a)(b)の
指標を前回改定時の指標で除した
商を改定率とし、各サービス購入
料を構成する業務費用毎に前回改
定後の支払額を基準に改定率を乗

ス購入 料 6		統計調査」 実質賃金指 数／事業規 模5人以上 ／調査産業 計／現金給 与総額（厚 生労働省）	②
------------	--	--	---

- ・ 改定の指標は、毎年10月1日時
点で確認できる直近1年間の指標
の平均を基にし、次表の＜改定率
及び計算方法＞に示すとおり、各
サービス購入料を構成する業務費
用毎に前回改定後の支払額を基準
に改定率を乗じ、翌年度4月1日
以降の業務履行に対するサービス
購入料に反映させる。

じ、翌年度４月１日以降の業務履行に対するサービス購入料に反映させる。

- ・ 上記(a)の指標は年度平均により算出したものを比較することとし、(b)の指標は年度の最低賃金時間額【円】を比較することとする。
- ・ 前回改定時の指標に対して、今回改定時の指標が３％以上変動した場合に改定を行う。
- ・ 改定後のサービス購入料の円未満の部分は、令和２年覚書別紙 ３) のとおりとする。
- ・ 「サービス購入料５」及び「サービス購入料６」の「地域別最低賃金」の指標を用いて行う初回の改定時に使用する前回改定時の指標は、令和５年度の「地域別最低賃金」埼玉県／最低賃金時間額【円】とする。

< 改定率及び計算方法 >

$$\text{改定率①の場合} \quad AP_t = AP_0 \times (\text{SPPI}_{s-1} / \text{SPPI}_0)$$

$$\text{改定率②の場合} \quad AP_t = AP_0 \times (\text{MW}_{s-1} / \text{MW}_0)$$

t : 改定年度

s : 改定に係る算定年度（改

各指標はいずれも年度平均により算出したものを比較することとする。

- ・ 前回改定時の指標に対して、今回改定時の指標が３％以上変動した場合に改定を行う。
- ・ 改定後のサービス購入料の円未満の部分は切り捨てるものとする。
- ・ 事業契約の締結以降、サービス購入料を改定していない費用については、事業契約締結日の属する年度の１０月１日時点で確認できる最新の指標を前回改定時の指標とみなす。

< 改定率及び計算方法 >

$$\text{改定率①の場合} \quad AP_t = AP_0 \times (\text{CSPI}_{t-1} / \text{CSPI}_0)$$

$$\text{改定率②の場合} \quad AP_t = AP_0 \times (\text{RWI}_{t-1} / \text{RWI}_0)$$

t : 改定年度

定年度の前年度)

0 : 前回改定年度

AP_t : 改定後の A 業務のサービス購入料

AP_0 : 前回改定後の A 業務のサービス購入料

$\underline{SPPI}_{s-1}$: 算定年度の前年度の企業向けサービス価格指数 (1 年度間の平均)

$\underline{SPPI}_0$: 前回改定時の基礎となった企業向けサービス価格指数 (1 年度間の平均)

$\underline{MW}_{s-1}$: 算定年度の前年度の地域別最低賃金 (埼玉県) (ただし、「地域別最低賃金」の指標を用いて行う初回の改定時は、令和 6 年度の地域別最低賃金 (埼玉県))

$\underline{MW}_0$: 前回改定時の基礎となった地域別最低賃金 (埼玉県) (ただし、「地域別最低賃金」の指標を用いて行う初回の改定時は、令和 5 年度の地域別最低賃金 (埼玉県))

0 : 前回改定年度

AP_t : 改定後の A 業務のサービス購入料

AP_0 : 前回改定後の A 業務のサービス購入料

$\underline{CSPI}_{t-1}$: 改定時前年度の企業向けサービス価格指数 (直近 1 年間の平均)

$\underline{CSPI}_0$: 前回改定時の基礎となった企業向けサービス価格指数 (直近 1 年間の平均)

$\underline{RWI}_{t-1}$: 改定時前年度の実質賃金指数 (直近 1 年間の平均)

$\underline{RWI}_0$: 前回改定時の基礎となった実質賃金指数 (直近 1 年間の平均)

(2) 金利変動に基づく改定

(略)

イ 基準金利確定日以降の金利変動に基づく改定

(略)

基準金利見直し時における基準金利は、令和11年(2029年)4月1日の2営業日前の午前10時現在の東京スワップレファレンスレート(TSR)としてJPTSRTOA≡RFTBに揭示されているTONAベース10年物(円-円)の金利スワップレートとし、改定手続きは、「ア 基準金利確定日における改定」と同様とする。

(2) 金利変動に基づく改定

(略)

イ 基準金利確定日以降の金利変動に基づく改定

(略)

基準金利見直し時における基準金利は、平成41年4月1日の2営業日前の午前10時現在の東京スワップレファレンスレート(TSR)としてテレレート17143ページに揭示されている6ヶ月LIBORベース10年物(円-円)の金利スワップレートとし、改定手続きは、「ア 基準金利確定日における改定」と同様とする。

議案第 1 6 4 号

議決事項の一部変更について（さいたま市立原山小学校東校舎（普通教室棟）
改築（建築）工事請負契約）

令和 8 年 2 月議会において議決を得た請負契約について（議案第 6 5 号）下記のと
おり変更するため、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分
に関する条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 4 8 号）第 2 条の規定により議決を求める。

令和 8 年 9 月 2 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

記

3 契約金額中「5 4 6, 7 0 0, 0 0 0 円」を「5 5 5, 9 2 9, 0 0 0 円」に変
更する。

議案第165号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するため、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）第3条の規定により議決を求める。

令和8年9月2日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

- 1 物件の表示 消防ポンプ自動車 2台
- 2 取得先 東京都港区芝5丁目36番7号三田ベルジュビル19階
株式会社モリタ東京支店
支店長 岡本 直彦
- 3 取得価格 96,800,000円
- 4 取得理由 火災現場における消火活動に充てるため。

議案第166号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するため、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）第3条の規定により議決を求める。

令和8年9月2日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

- 1 物件の表示 小型水槽付消防ポンプ自動車 2台
- 2 取得先 東京都港区芝5丁目36番7号三田ベルジュビル19階
株式会社モリタ東京支店
支店長 岡本 直彦
- 3 取得価格 123,860,000円
- 4 取得理由 火災現場における消火活動に充てるため。

議案第167号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するため、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）第3条の規定により議決を求める。

令和8年9月2日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

- 1 物件の表示 消防団消防ポンプ自動車 7台
- 2 取 得 先 さいたま市南区辻4丁目18番10号
埼玉消防機械株式会社中央支店
支店長 高橋 怜
- 3 取 得 価 格 174,790,000円
- 4 取 得 理 由 火災現場における消火活動に充てるため。

議案第168号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するため、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）第3条の規定により議決を求める。

令和8年9月2日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

- 1 物件の表示 救急自動車 3台
- 2 取得先 さいたま市中央区下落合6丁目1番18号
埼玉トヨタ自動車株式会社新車特販部
部長 田部井 卓
- 3 取得価格 124,476,000円
- 4 取得理由 救急現場における救急活動に充てるため。

議案第169号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するため、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）第3条の規定により議決を求める。

令和8年9月2日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

- 1 物件の表示 教職員用端末 7, 400台
- 2 取得先 東京都江東区東陽2丁目3番25号
株式会社内田洋行 営業支援統括グループ
取締役常務執行役員営業支援統括グループ統括 小柳 諭司
- 3 取得価格 1, 207, 800, 000円
- 4 取得理由 現行の教職員用端末の貸借期間満了に伴い、新たに教職員用端末を取得し、さいたま市立小学校等に配置するため。

議案第 170 号

さいたま市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて

平成 19 年 12 月議会において議決を得たさいたま市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について（議案第 192 号。平成 24 年 12 月（11 月繰上げ）議会（議案第 190 号）において議決を得て一部変更）、下記のとおり取り消すため、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成 13 年法律第 120 号）第 3 条第 5 項後段において準用する同条第 3 項の規定により議決を求める。

令和 8 年 9 月 2 日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

次の表に掲げる郵便局の指定を令和 9 年 5 月 31 日をもって取り消す。

郵便局の名称	
指扇駅前郵便局	浦和神田郵便局
大宮清河寺郵便局	浦和栄和郵便局
大宮郵便局	浦和白楸郵便局
大宮吉野町郵便局	浦和領家郵便局
大宮盆栽町郵便局	浦和曲本郵便局
大宮奈良郵便局	浦和大谷口郵便局
大宮北袋郵便局	美園郵便局
大宮三橋一郵便局	浦和代山郵便局
大宮三橋四郵便局	岩槻和土郵便局
大宮南中野郵便局	岩槻上野郵便局
与野大戸郵便局	川通郵便局
与野円阿弥郵便局	慈恩寺郵便局
与野鈴谷郵便局	岩槻西原郵便局
浦和大久保郵便局	

議案第 1 7 1 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり市道路線を認定することについて、同条第 2 項の規定により議決を求める。

令和 8 年 9 月 2 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

記

路 線 名	延 長 m	幅 員 m	起 点	終 点	重要な経過地
L 第 1 3 8 7 号 線	84 47	0 90	さいたま市緑区大字 三室字北宿 2 1 7 2 番 1 地先	さいたま市緑区大字 三室字北宿 2 1 8 5 番 1 地先	
N 第 6 3 2 号 線	402 02	6 50 ～ 10 00	さいたま市緑区大字 大崎字薬師前 4 8 9 番 1 地先	さいたま市緑区大字 大崎字薬師前 7 9 1 番 3 地先	
2 2 6 2 3 号 線	21 94	4 00	さいたま市見沼区大 字東門前字本村 2 2 5 番 7 地先	さいたま市見沼区大 字東門前字本村 2 2 4 番 2 地先	
2 2 6 2 4 号 線	61 88	4 00	さいたま市見沼区大 字東門前字本村 2 3 5 番 2 2 地先	さいたま市見沼区大 字東門前字本村 2 3 5 番 2 9 地先	
3 2 9 8 2 号 線	63 57	4 00	さいたま市北区奈良 町 4 2 番 2 0 地先	さいたま市北区奈良 町 4 2 番 3 3 地先	
4 5 1 3 号 線	74 02	4 50	さいたま市岩槻区府 内二丁目 4 5 番 2 2 地先	さいたま市岩槻区府 内二丁目 4 5 番 1 5 地先	

議案第 1 7 2 号

市道路線の廃止について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 1 項の規定により、下記のとおり市道路線を廃止することについて、同条第 3 項の規定により議決を求める。

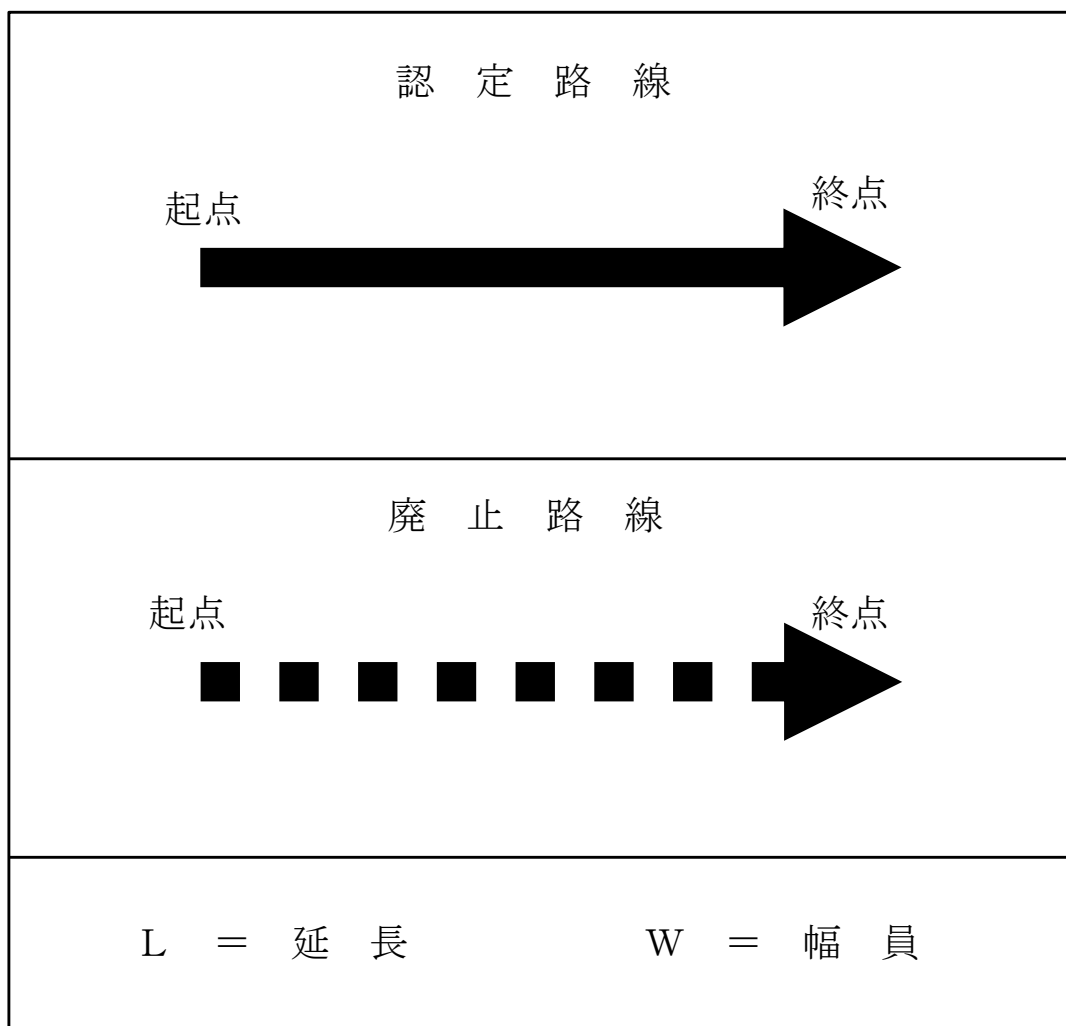
令和 8 年 9 月 2 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

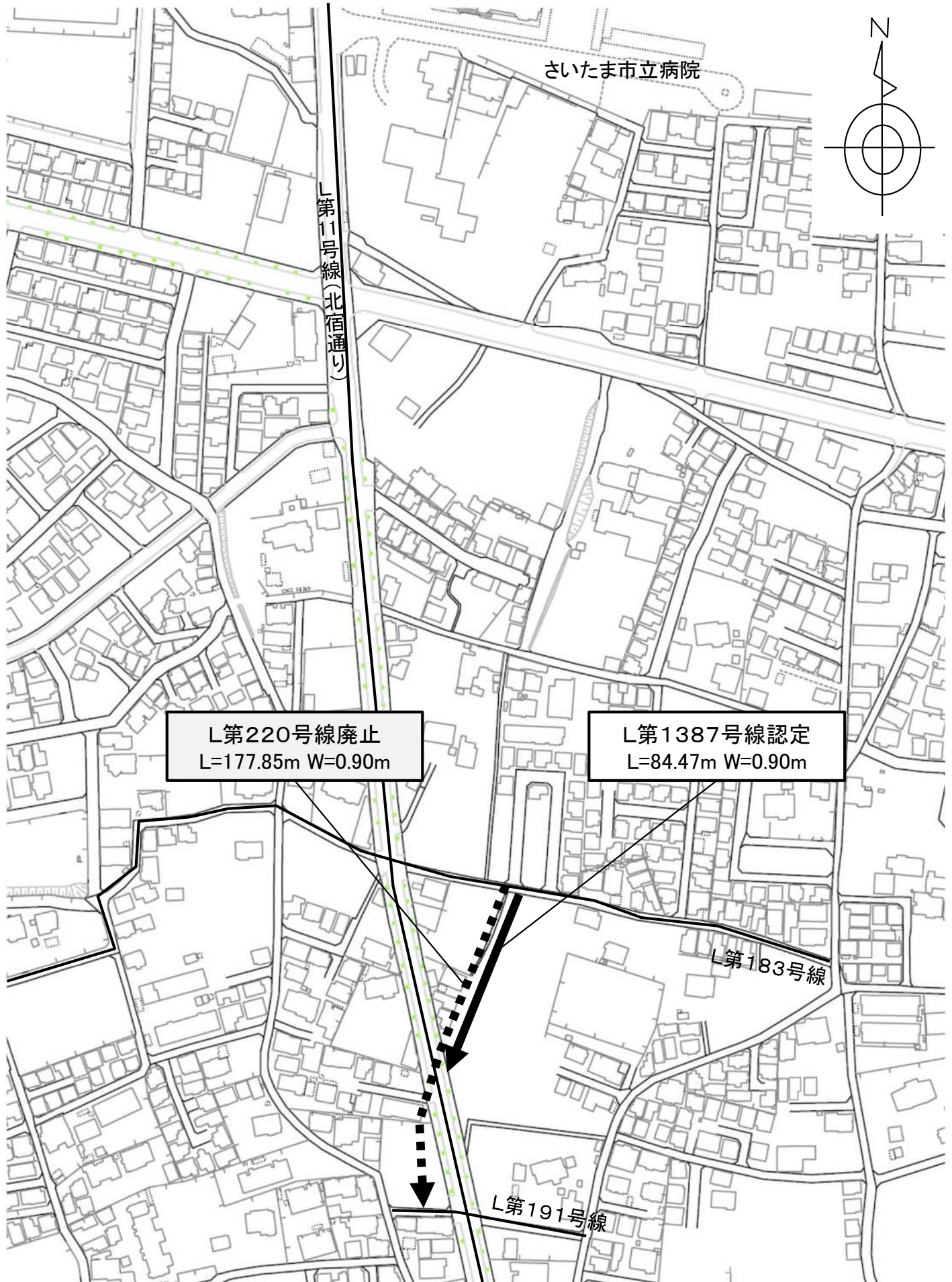
記

路 線 名	延 長 m	幅 員 m	起 点	終 点	重要な経過地
L 第 2 2 0 号 線	177 85	0 90	さいたま市緑区大字 三室字北宿 2 1 7 2 番 1 地先	さいたま市緑区大字 三室字北宿 2 1 9 1 番 1 地先	
L 第 2 9 4 号 線	33 70	1 20	さいたま市緑区大字 三室字東宿 1 9 8 7 番 1 地先	さいたま市緑区大字 三室字東宿 1 9 8 7 番 1 地先	
N 第 5 8 6 号 線	565 88	6 50 ～ 10 00	さいたま市緑区大字 大崎字薬師前 4 8 9 番 1 地先	さいたま市緑区大字 大崎字熊の下 7 1 3 番 2 地先	

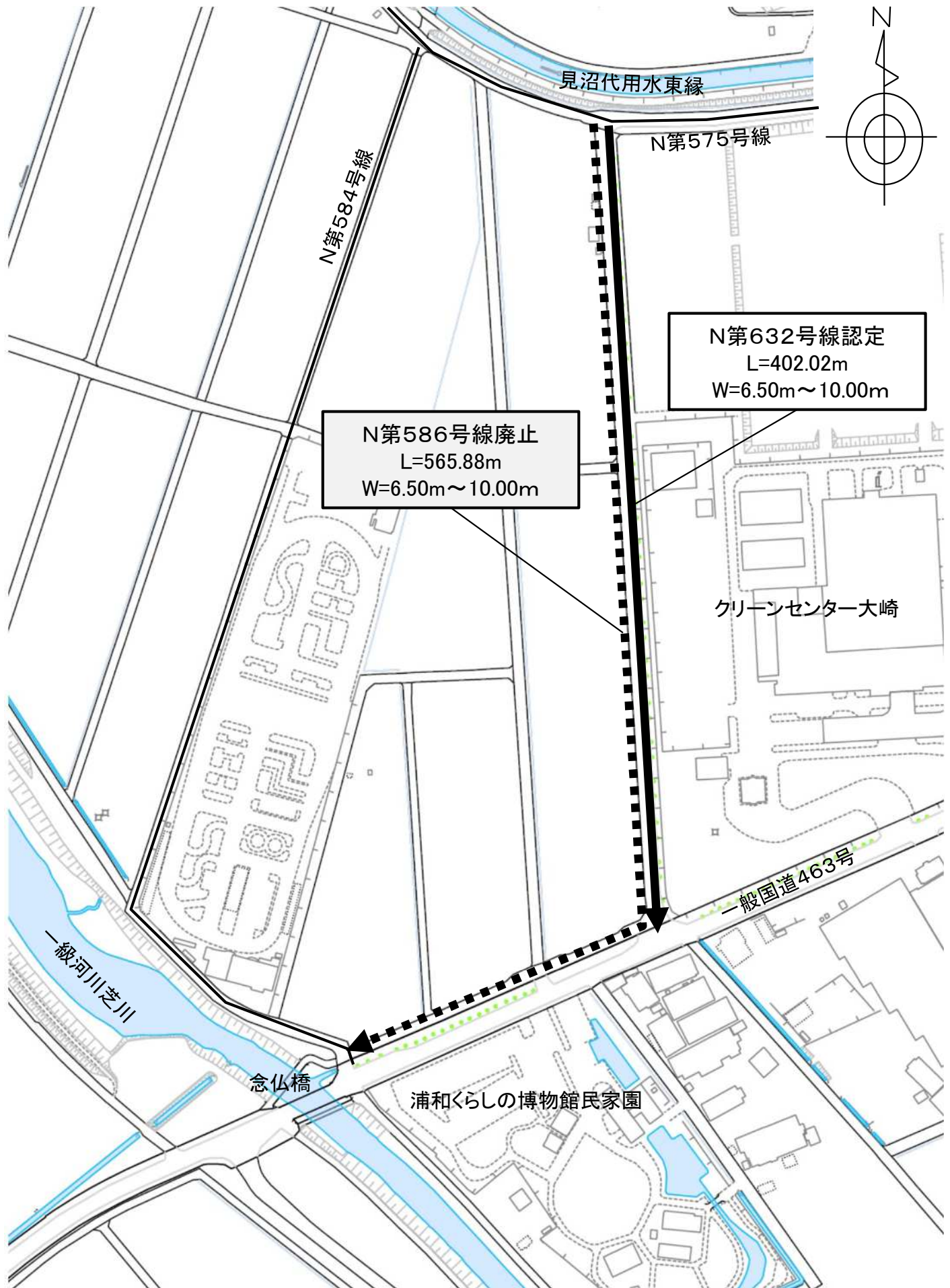
凡 例



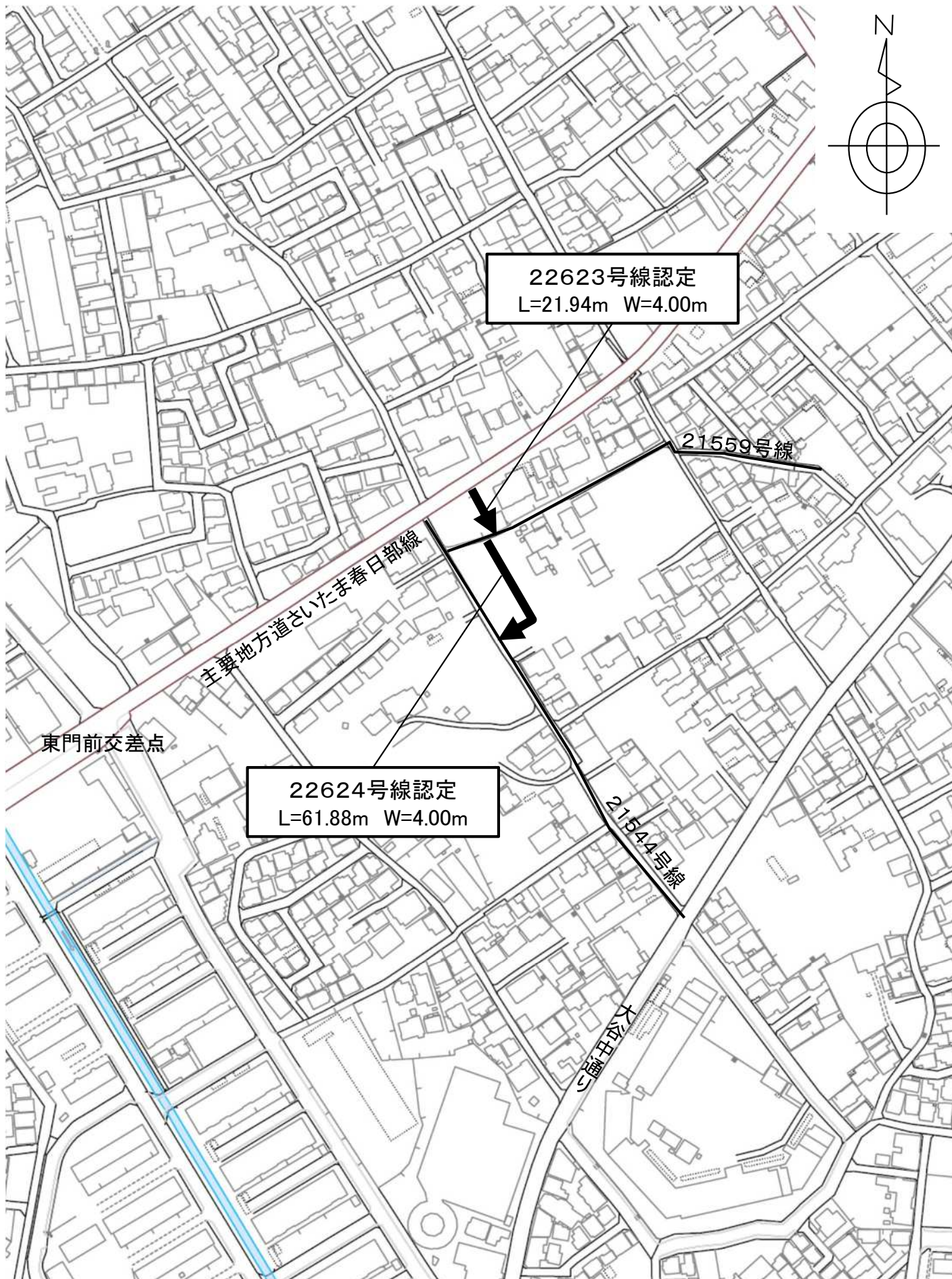
参 考 案 内 図



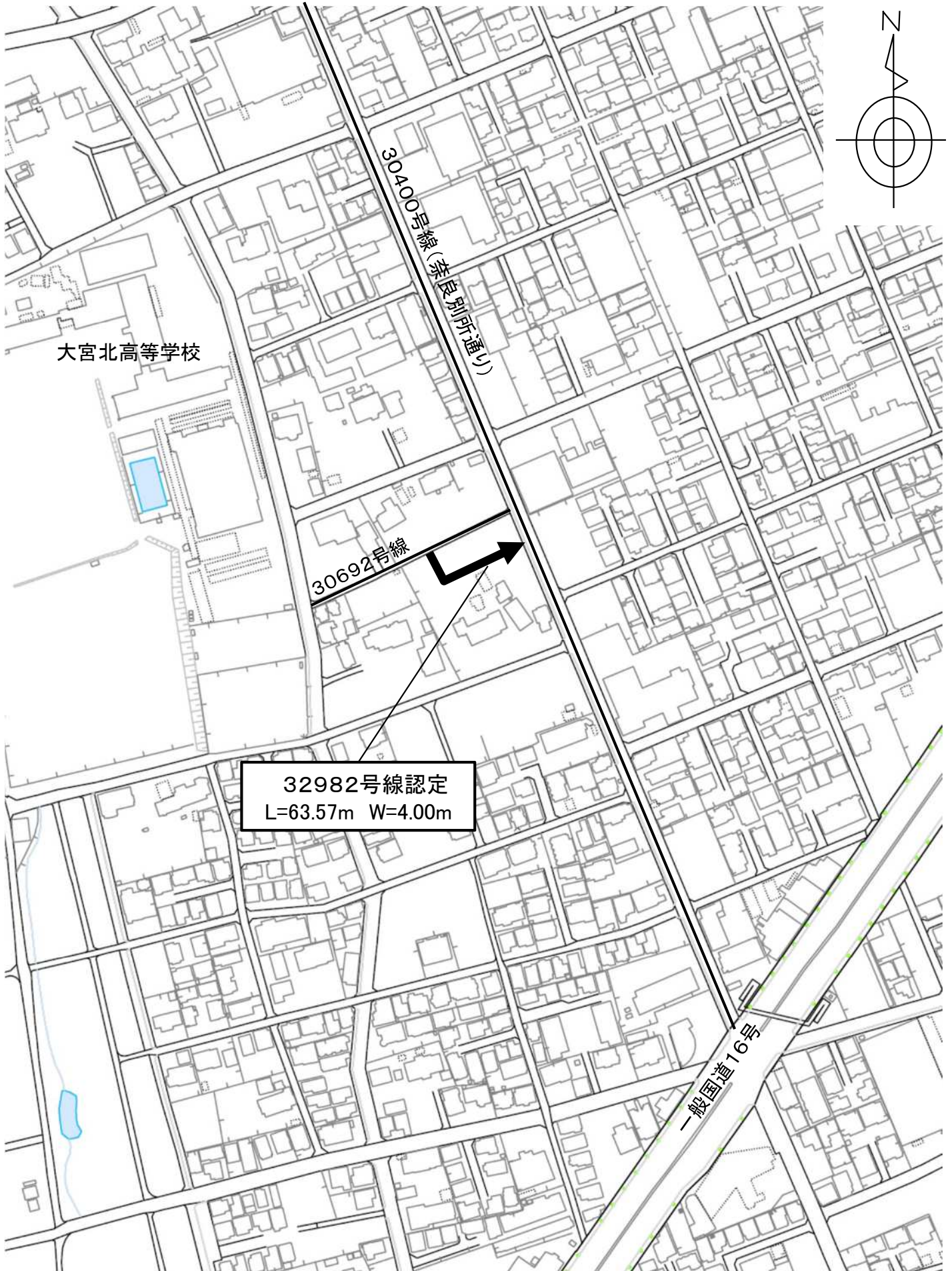
参 考 案 内 図



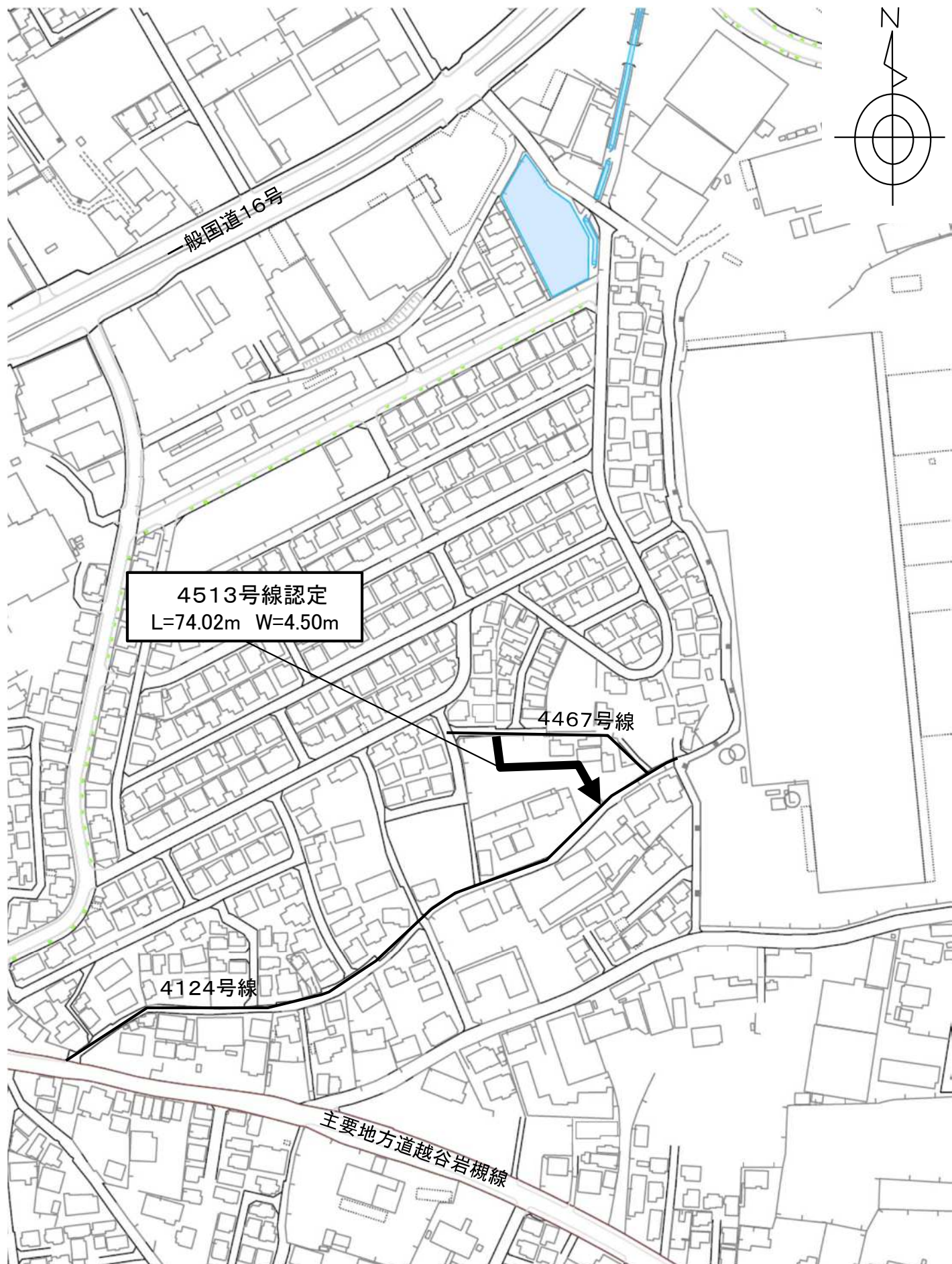
参 考 案 内 図



参 考 案 内 図



参 考 案 内 図



参 考 案 内 図



議案第 1 7 3 号

人事委員会委員の選任について

さいたま市人事委員会委員に下記の者を選任したいので、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により同意を求める。

令和 8 年 9 月 2 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	大谷部 雅典	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

議案第 1 7 4 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により意見を求める。

令和 8 年 9 月 2 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	木村 栄二	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

議案第 175 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により意見を求める。

令和8年9月2日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇	丸山 雅夫	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

議案第 1 7 6 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により意見を求める。

令和 8 年 9 月 2 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	鈴木 洋子	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇